

走行集材機械を起因物（小）とする死亡災害事例（1999-2022年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	業種 （小） コード	事故 の型 コー ド	労 働 者 規 模
2022	2	8 ～ 10	山林の伐木現場において、代表と被災者の2名で伐木作業を行っていた際、全長約1.9m、全幅約1.2mの集材車を移動させてくるよう指示を受けた被災者が、伐木箇所から約20m離れた場所に停めてある集材車を取りに向かったが、数分経っても戻らないため代表が確認したところ、集材車の下敷きになっている被災者を発見した。発見時、集材車はエンジンがかかり、クローラーが空転している状態であった。	060201	7	1 ～ 9
2022	4	14 ～ 16	運転していた被災者が、何らかの原因で、林道から走行集材車とともに約2メートル転落し、全身を強打した。なお、災害発生後、入院し、治療を継続していたものの、数ヶ月後、被災者が亡くなったものである。	060201	1	1 ～ 9
2020	4	8 ～ 10	被災者は私有林において同僚が伐倒、造材した広葉樹の玉切材をフォワーダに積載し、土場へ向かう途中、搬出路の一部として使用していた林道の路肩から転落し死亡した。	60201	1	1 ～ 9
2020	7	12 ～ 14	労働者2人でスギの間伐作業中、被災者1人で、林道のわきの斜面に作られた作業路（勾配28度）において、集材車にエンジンをかけて後退（バック）させながら上らせていて、集材車のクローラーの下敷きになったもの。このとき、相方は斜面の上方にいて、直接は目撃しておらず、また、集材車は空荷であった。	60209	7	1 ～ 9
2020	11	8 ～ 10	被災者は作業道において、木材の集積のためフォワーダのグラップル部分を操作している際、フォワーダごと作業道の路肩から約3m転落し、積載していた木材に腰部と左大腿部をはさまれた。	60201	1	1 ～ 9

2018	1	10 ～ 11	被災者が、伐採した木材を荷台に乗せて、車両系木材伐出機械（集材車）を運転中に路肩を乗り越えて転落したもの。（被災者は走行集材機械の運転に関する特別教育は受講していた。）	60201	1	30 ～ 49
2018	6	10 ～ 11	伐倒木をフォワーダに積んで土場に向かって作業道を走行中、勾配約12°の作業道を後進している時に誤って作業道から6m転落し、運転席から投げ出されフォワーダの下敷きとなった。	60201	1	10 ～ 29
2018	9	12 ～ 13	国有林の間伐現場において、被災者は空荷のフォワーダを運転し、緩い下りカーブの作業道（幅員約3.2m）を後進していたところ、車両右後方のクローラが路肩から逸脱し、勾配40～45°の斜面を転落した。被災者は転落箇所から約34mの地点で車外に投げ出されて倒れており、外傷性ショックにより死亡した。運転室のドアは同箇所から約53m下、車両は同箇所から約190m下で発見された。	60201	1	10 ～ 29
2017	5	14 ～ 15	フォワーダを使用して土砂の運搬作業中、被災者がキャタピラ上に上がっていたところ、キャタピラが動き出し、運転席とキャタピラの間隙に巻き込まれ、死亡した。	30106	7	1 ～ 9
2017	7	10 ～ 11	林道においてフォワーダを操縦して木材の運搬作業を行っていたところ、右カーブを曲がる際に路肩からフォワーダごと約6.5m下に転落し、脳出血により死亡した。	60201	1	1 ～ 9
2017	12	14 ～ 15	排水路補修工事において、被災者が走行集材機械を運転し木材を搬出中、作業道の路肩（傾斜40°）から5m下の作業道（コンクリート路盤）に当該機械とともに墜落し、死亡した。	30106	1	10 ～ 29
2016	7	15 ～ 16	集材車（走行装置：クローラ）に丸太を積み、トラックへの積み込み場所まで運搬中、後進から前進へ方向転換しようとしたところ、誤って片方のクローラを土手に乗り上げて傾き、運転席から飛び降りて逃げようとしたが、横転した集材車の下敷きになった。	60201	2	1 ～ 9
2016	8	14 ～ 15	被災者は山林から造材した丸太（長さ約3m、直径約20～30cm）6本を県道まで集材車により搬出するため、作業道を走行していたところ谷側に約1.9m転落し、集材車の下敷きになった。	60209	1	1 ～ 9

2016	12	12 ～ 13	山林において、直径約70cm、長さ約5mの玉切りされた杉を走行集材機械を使用して集材・積込み作業中、何らかの理由により、走行集材機械が斜面から横転し、操作していた労働者が当該機械の下敷きになり死亡した。	60201	7	50 ～ 99
2015	7	11 ～ 12	伐採現場から約700m離れた休憩所にチェーンソーを取りに行くため、集材車（全幅2.475m）を後進しながら作業道（幅員3.9m）を走行中、進行方向左側（運転席右側）の路肩に車体右側の履帯が乗り上げたため、これを復旧しようと操作していたが、約17m下の沢に集材車ごと（車体を前向きにしながら）転落。被災者は運転席から投げ出され、頭部を斜面に打ち付けるとともに車体の下敷きとなった。	60201	1	30 ～ 49
2015	11	10 ～ 11	被災者が集材車（積載荷重10t）で杉伐木を運搬中、作業道（斜度約43度）から集材車と共に約15m転落したもの。被災者は、途中車外に投げ出され脳挫傷により死亡したもの。	60201	1	1 ～ 9
2015	1	15 ～ 16	林道建設工事現場において、被災者が単独で走行集材機械（フォワーダ）を操作して伐木した原木を荷台へ積み込んでいたところ、操作盤上のバーとブームの間に頭部をはさまれ死亡したもの。	30106	7	1 ～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.html(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202311_02.html